

5 日 獣 発 第 309 号
令 和 6 年 1 月 10 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫
(公印及び契印の押印は省略)

令和6年能登半島地震動物救護活動等の支援について

このたびの令和6年能登半島地震により被災された地方獣医師会及び地方獣医師会会員獣医師の皆様にご心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の一刻も早い復旧をお祈り申し上げます。

日本獣医師会におきましては、1月4日に「第1回日本獣医師会令和6年能登半島地震緊急対策本部」を開催し、7～8日に危機管理室災害対策部門災害対策委員及び本会職員を現地に派遣して、「令和6年能登半島地震動物救護^{対策}本部」を設置（1月8日付け）された地元石川県獣医師会と被災状況及び今後の支援のあり方等について協議したところです。

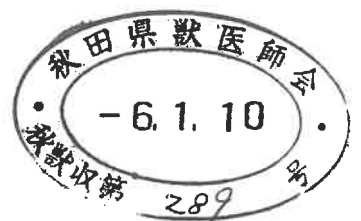
つきましては、その結果を踏まえ、被災動物の救護及び被災地の獣医療提供体制の復旧等のための支援を下記のとおり行うことといたしましたので、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 支援金の募集

(1) 支援金の名称等

令和6年能登半島地震災害に対し、被災動物の救護及び獣医療提供体制の復旧等の支援を目的として、「令和6年能登半島地震動物救護活動等支援金（以下「支援金」という。）」を広く募集します。



（２）応募の方法等

地方獣医師会におかれては、別紙「令和６年能登半島地震動物救護活動等支援金募集要領」を参照のうえ、会員構成獣医師からの支援金の募集活動に取り組んでいただき、取りまとめた支援金（自らの拠出を含む。）を別紙の支援金振込口座へ振り込んでいただくようお願いいたします。

また、一般市民からの支援金については、別途集計の上、支援金総額の内数として報告をお願いいたします。

なお、本支援金は、特定公益増進法人等寄付金特別控除の対象となりますので、募金をされた会員構成獣医師及び一般市民が税務申告等のため、受領書（領収書）を必要とされる際は、①会員構成獣医師が地方獣医師会へ送金した日付、②氏名（受領書に記載する氏名となります。）、③住所、④募金金額を取りまとめの上、メール（soumu@nichiju.or.jp）にてご連絡願います。後日、本会から地方獣医師会に当該会員構成獣医師宛の受領書（領収書）を郵送させていただきます。

３ 被災動物に対する診療・保護預り等

被災動物に対する診療、保護預り等については、石川県の「令和６年能登半島地震動物救援本部」等の要請に基づき、本会から全国の地方獣医師会及び会員構成獣医師に対して、具体的な支援依頼を行うこととしておりますので、その際は特段のご支援、ご協力をお願いいたします。

４ その他

「令和２年豪雨・台風災害被災動物救護活動等に対する支援金」及び「令和４年福島沖地震及びウクライナ侵攻被災動物救護活動等支援金」は、令和６年１月１０日をもって支援金の募集を終了いたします。皆様方から頂戴したご支援に心より感謝申し上げます。

本件内容の連絡先

日本獣医師会事務局： 岡本、中村、松岡、原、駒田

TEL：03-3475-1601

FAX：03-3475-1604

E-mail：jvma-donation@nichiju.or.jp

公益社団法人 日本獣医師会
「令和6年能登半島地震動物救護活動等支援金」
募 集 要 領

1 趣 旨

日本獣医師会は、令和6年能登半島地震における被災動物の救護及び獣医療提供体制の復旧等の支援を目的として「令和6年能登半島地震動物救護活動等支援金」を募集する。

2 支援金の名称

令和6年能登半島地震動物救護活動等支援金

3 募金の期間

令和6年1月10日から当分の間（募金の募集期間は、現地における動物救護活動等の推進状況を踏まえ決定する。）とする。

4 支援金の募集と振込み（寄附）先

会員地方獣医師会は、前記1の趣旨を受け、会員構成獣医師及び一般市民からの支援金の募集活動に当たっていただき、取りまとめた支援金（自らの拠出を含む。）を次の支援金振込口座に振り込むこととする。

「令和6年能登半島地震動物救護活動等支援金」振込口座			
銀行名	みずほ銀行	(0001)	
支店名	青山支店	(211)	
区分・口座番号	普通預金	(2428405)	
口座名義	公益社団法人日本獣医師会 会長 蔵内勇夫		

5 支援金の使途、取扱いについて

一般寄附金は、寄附総額の50%以上を定款第4条に規定する本会事業（公益目的事業）に使用する。

前記4により所定の支援金振込口座に入金された支援金は、令和6年能登半島地震における被災動物の救護及び獣医療提供体制の復旧等を支援するとともに、募金状況を踏まえて本会公益目的事業の強化に充てる。

6 税の優遇措置

本会は、内閣総理大臣より「公益社団法人」としての認定を受けているので、本会への寄附金には、特定公益増進法人としての税法上の優遇措置が適用され、所得税（個人）、法人税（法人）の控除が受けられる。また、税額控除に係る証明を取得しているため、個人様の寄附については前記の所得税又は所得控除のいずれか一方を選択することができる。

また、受領書（領収書）を必要とされる際は、①会員構成獣医師及び一般市民が地方獣医師会へ送金した日付、②氏名（受領書に記載する氏名）、③住所、④募金金額を取りまとめの上、メール（soumu@nichiju.or.jp）にてご連絡願います。後日、本会から地方獣医師会に当該会員構成獣医師及び一般市民あての受領書（領収書）を郵送する。

(参考)

「令和 6 年能登半島地震動物救護活動支援金」の使途について(補足)

支援金については、日本獣医師会定款第 4 条に規定する(公社)日本獣医師会の公益目的事業に使用することとされています。

日本獣医師会定款(抜粋)

(公益目的事業)

第 4 条 本会は、第 3 条の目的を達成するため、次の事項に関する事業を行う。

- (1) 獣医師道の高揚及び獣医事の向上
- (2) 獣医学術の振興及び調査研究並びに獣医学教育の充実
- (3) 獣医師その他獣医療従事者の人材育成の推進
- (4) 動物の福祉の増進及び適正管理の推進並びに動物愛護精神の高揚
- (5) 前各号に掲げる事項の普及啓発並びにこれらに関する情報の収集・提供及び国内・国際交流の推進
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

2 前項の事業は、日本全国を区域として行うものとする。

このため、「令和 6 年能登半島地震動物救護活動支援金」に寄せられた募金は、被災動物の健康を守るための獣医療提供支援をはじめ、動物用医薬品や療法食等のフード、衛生関連用品等の確保提供支援、被災動物の一時預かりのための施策、現地で被災動物及びその飼い主さんを支援するための人材の派遣・育成、被災状況等の調査をはじめとする様々な情報収集及び情報提供、公衆衛生の向上のための支援及び普及啓発等、獣医療を通じて動物と飼い主さんを支援する様々な活動に使われます。